

別表第8の2 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料に規定する別に
厚生労働大臣が定める状態の患者

一 次に掲げる疾患に罹患している患者

末期の悪性腫瘍

スモン

難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定難病

後天性免疫不全症候群

脊髄損傷

真皮を越える褥瘡

二 次に掲げる状態の患者

在宅自己連続携帯式腹膜灌流を行っている状態

在宅血液透析を行っている状態

在宅酸素療法を行っている状態

在宅中心静脈栄養法を行っている状態

在宅成分栄養経管栄養法を行っている状態

在宅自己導尿を行っている状態

在宅人工呼吸を行っている状態

植込型脳・脊髄刺激装置による疼痛管理を行っている状態

肺高血圧症であって、プロスタグランジン I₂製剤を投与されている状態

気管切開を行っている状態

気管カニューレを使用している状態

ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態

人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

別表第8の3 包括的支援加算の対象となる状態

(1) 要介護2 以上の状態又はこれに準ずる状態

※要介護2～5の状態又は障害者総合支援法の障害者支援区分2以上の状態

(2) 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さのために、介護を必要とする認知症の状態

※医師が「認知症高齢者の日常生活自立度」におけるランクⅡ b以上と診断した状態

(3) 頻回の訪問看護を受けている状態

※週1 回以上訪問看護を受けている状態。

(4) 訪問診療又は訪問看護において処置を受けている状態

※訪問診療又は訪問看護において、注射又は喀痰吸引、鼻腔栄養の処置を受けている状態

(5) 介護保険法に規定する特定施設等看護職員が配置された施設に入居し、医師の指示を受けた看護職員による処置を受けている状態

※介護付有料老人ホーム等の特定施設、認知症対応型グループホーム、特別養護老人ホーム、障害者支援施設等に入居・入所する患者で、医師からの文書での指示により、施設の看護職員による注射又は喀痰吸引、鼻腔栄養の処置を受けている状態

(6) その他関係機関との調整等のために訪問診療を行う医師による特別な医学管理を必要とする状態

※ア～エのいずれかに該当する状態。

ア 以下のいずれかに該当する15歳未満の患者

- ・ B001・5 小児科療養指導料の対象疾患
- ・ 小児慢性特定疾病（小児慢性特定疾病医療支援の対象に担当する状態のものに限る）
- ・ 在宅で人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）

イ 出生時体重が1,500g 未満であった1歳未満の患者

ウ 「超重症児（者）・準超重症児（者）の判定基準」による判定スコアが10以上の患者

エ 訪問診療を行う医師又は当該医師の指示を受けた看護職員の指導管理に基づき、看護に当たる者が注射又は在医総管・施設総管に含まれる処置を行っている患者

※『請求漏れチェックリスト』関連資料

別表第8の2 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料に規定する
別に厚生労働大臣が定める状態の患者

別表第8の3 包括的支援加算の対象となる状態